

令和 8 年 8 月 31 日

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

高額療養費制度の改正について（通知）

このことについて、健康保険法等の一部改正に伴い、令和 8 年 8 月受診分から高額療養費制度が改正されました。

内容については、下記のとおりですので、貴所属所の組合員へ周知してくださるようお願いいたします。

記

1 主な改正内容

(1) 令和 8 年 8 月 1 日施行

ア 所得区分ごとの自己負担限度額が引き上げられます。

イ 多数回該当の限度額は据え置かれます。

ウ 年間上限が新設されます。

(2) 令和 9 年 8 月 1 日施行

ア 住民税非課税以外の負担区分が細分化されます。

イ 所得区分ごとの自己負担限度額が変更されます。

※ 月額上限等については、別添リーフレット及び公立学校共済組合当支部ホームページをご覧ください。

URL : <https://www.kouritu.or.jp/kagoshima/topics/kumiai/20260819/index.html>

2 留意事項

(1) 高額療養費及び附加給付については、自動給付のため申請手続は必要ありません。

(2) 高額療養費の自己負担限度額に係る所得区分が記載された「限度額適用認定証」を資格確認書と併せて医療機関等の窓口で提示することで窓口での支払は高額療養費自己負担限度額までとなり、窓口支払額が軽減されます。

※ マイナ保険証を保有している場合は、マイナ保険証で所得区分を確認できることから原則として申請不要です。マイナ保険証を保有していない（利用できない）場合や限度額適用認定証が必要な場合は限度額適用認定申請書（整理番号 40）を提出してください。

3 施行日

令和 8 年 8 月 1 日及び令和 9 年 8 月 1 日

問合せ先

公立学校共済組合鹿児島支部

年金給付係 中村

電話：099-286-5220